



国 監 告 第 3 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した、例月出納検査（随時監査）に係る監査結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成23年6月2日

国立市監査委員 高 橋 雅 幸

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 質問事項

#### 1. 随時監査

##### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

##### (2) 概要

###### ア. 実施期間

###### (ア) 事前調査

平成23年5月2日(月)から平成23年5月18日(水)まで

###### (イ) 実施

平成23年5月20日(金)

###### イ. 対象部局

###### (ア) 健康福祉部保険年金課

##### (3) 対象事項及び範囲

###### ア. 対象事項

後期高齢者医療特別会計（平成22年度分）

歳入；後期高齢者医療保険料の徴収について

（歳出；保険料未収金補填分負担金を含む）

###### イ. 対象範囲

(ア) 財務に関する事務の執行等

(イ) 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

##### (4) 手続き

ア. 実施通知 平成23年5月2日(月)

イ. 資料提出期限 平成23年5月16日(月)

ウ. 事前調査 事務局による調査(前記のとおり)

エ. 実施 監査委員による監査(前記のとおり)

(ア) 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

##### (5) 監査の着眼点

###### 共通項目

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別項目

ア．納入の通知は適正に行われているか。

イ．延納、分納及び徴収停止の措置は適正か。

ウ．過誤納金の還付手続は適正に行われているか。

エ．延滞金の徴収事務は適正に行われているか。

オ．収入の消込み誤り、漏れ及び遅延しているものはないか。

カ．口座振替又は郵便振替による収納手続は適正に行われているか。

(6) 結果

ア．概評

後期高齢者医療保険料の徴収について監査したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかし、一部に検討を要する事項が見受けられるため意見として付す。

イ．個別事項

(ア) 意見

【後期高齢者医療保険料の不納欠損について】

不納欠損処理については、「高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条」の規定に基づき行っているが、この規定は徴収権の消滅を規定したもので、その処分要件までは規定していないこともあり、公平性を担保するためにも具体的な基準及び手続き規定の整備が必要と考える。

以上